

重要取組シート

子ども青少年局 子ども青少年育成部
子ども企画課

取組項目		こども・若者の意見聴取と施策への反映に向けた取組	
現状・課題		○令和 5 年 4 月に、憲法及び児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざして、こども基本法が施行された。 ○同法に基づき、「堺市子ども・子育て総合プラン（令和 2 年度～6 年度）」の後継計画として、妊娠・出産期から青年期に至る切れめのないきめ細かな本市のこども・子育て施策を総合的に推進することを目的に、令和 7 年度を始期とする堺市こども計画を策定した。 ○本計画の策定により、こども・若者を支援の対象としてとらえるだけでなく、権利の主体として認識し、ともに社会をつくるパートナーとしてその意見を聴き、施策に反映させる取組を推進する必要がある。	
取組の内容		○こども・若者を含め、地域社会全体に対する周知・啓発に取り組む。 ○庁内の意識醸成を図ることを目的に、職員向け研修や庁内の意見聴取事例の共有などに取り組む。 ○こども・若者の政策決定過程への参画を促進することを目的に、堺市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の委員に、こども・若者を加える。	
スケジュール	前期 （～9 月）	☐ 市 HP 及び広報さかい等による周知・啓発（通年） ☐ 各種イベント等での周知・啓発（通年） ☐ 庁内の意見聴取事例の収集・共有（4～5 月） ☐ こども・若者委員の公募・選定（5～6 月） ☐ 会議へのこども・若者委員の参画（8 月）	
	後期 （～3 月）	☐ 会議で聴取した意見への対応を検討・協議（9～10 月） ☐ 職員向け研修の実施（11 月） ☐ 市民向け講演会等の実施（2 月） ☐ 会議で聴取した意見の対応報告（3 月）	
	次年度以降	☐ 周知・啓発方法を改善しながら、継続して取り組む。	
進捗の状況	前期 （～9 月）		
	後期 （～3 月）		
2025 堺市基本計画	該当する施策	3 将来に希望が持てる子育て・教育 ～Children's future～ （1）妊娠から学齢期まで切れめのない子育て支援の充実 （5）厳しい環境にある子どもと家庭への支援の充実	
	寄与する KPI	—	目標値（2025 年度） —

(様式 4)

未来都市計画 堺市SDGs	最も貢献する SDGsのゴール	ゴール番号	貧困をなくそう	
		1		
	寄与する KPI	—		目標値（2025 年度）
				—